

令和6年度
危機管理マニュアル

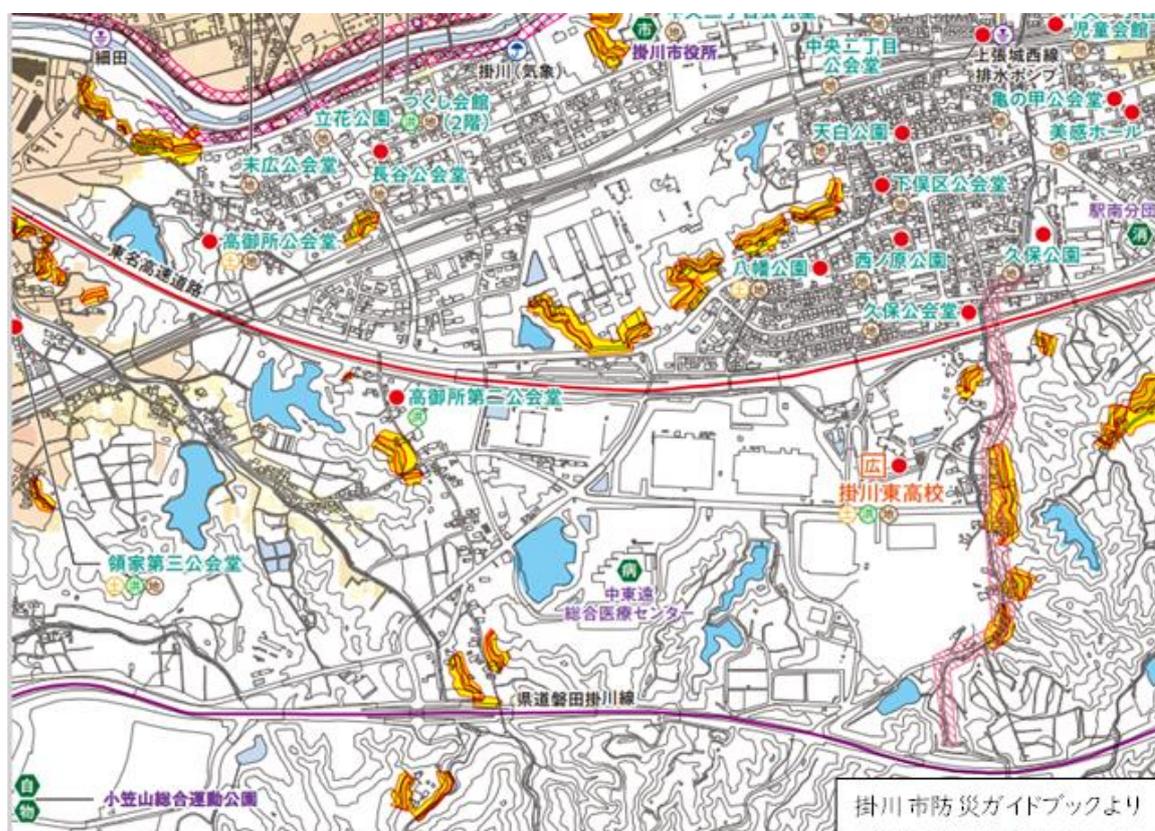
(生徒・保護者版)

静岡県立掛川東高等学校

1 学校の状況

学校所在地の特徴	住所	掛川市南西郷 1357 番地
	海拔	54.7m
	海岸からの距離	約 10km
	近隣の河川	逆川
	周辺の地形	静岡県西部に位置し、牧之原台地の西に位置する。南北に約 30km、東西に約 16km の距離がある。掛川駅を中心に市街地が広がり、国道 1 号線や東名高速道路が通過する。中心市街地は周囲を山に囲まれた地形とやや内陸に入った場所にある。
学校の被害想定	最大震度	震度6強(南海トラフ基本)
	津波浸水	—
	液状化	—
	土砂災害警戒区域等の指定	急傾斜地崩壊危険箇所等
	原子力発電所との位置関係	UPZ の区域内 *UPZ:緊急時防護措置を準備する区域
	火山避難対象エリア	—
	その他の被害	

◆ハザードマップ(●指定緊急避難場所)



掛川市防災
ガイドマップ

2 教育活動の実施基準

(1) 気象注意報・警報

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	<p><登校前に発令></p> <p>① 気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全を確認した上で登校する。</p> <p>② 安全に登校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか状況を見て登校する。</p> <p><登校後に発令></p> <p>気象情報や地域の実情に応じ、生徒の安全面を配慮して下校させることもある。</p>
警報	暴風 大雨特別	授業中止	<p><登校前に発令></p> <p>① 午前6時の時点で発令されている場合は、午前11時まで自宅待機とする。</p> <p>② 午前11時の時点で解除されていない場合は、1日休校とする。</p> <p>③ 午前11時の時点で解除されている場合は、午後の授業に間に合うように登校する。ただし、安全に登下校することが心配される場合は学校に連絡し、自宅で待機するか状況を見て登校する。</p> <p>④ 午前11時の時点で警報が学校所在地において解除されているが、生徒の居住地において解除されていない場合は該当生徒は出席停止とする。</p> <p><登校後に発令></p> <p>① 気象状況や地域の実情を判断し、安全を確認した後、下校させる。</p> <p>【確認事項】</p> <p><input type="checkbox"/> 交通、道路情報の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者引き取りの有無</p> <p><input type="checkbox"/> 集団下校者の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 自転車通学者の安全指導</p> <p><input type="checkbox"/> 下校途中で帰宅不能になった場合の対処法</p> <p>② 安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡をとり、適切な対処をする。</p>
	大雨 洪水	平常授業	<p><登校前に発令></p> <p>① 気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全を確認した上で登校する。</p> <p>② 安全に登校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅で待機するか状況を見て登校する。</p> <p><登校後に発令></p> <p>気象情報や地域の実情に応じ、生徒の安全面を配慮して下校させることもある。</p>

(2) 地震関連

状 況		基 準	
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	原則平常授業
		巨大地震警戒	原則平常授業
		巨大地震注意	原則平常授業
		調査終了	原則平常授業
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき		直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき		平常授業、ただし状況に応じて授業中止

(3) 津波警報・注意報

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 平常授業
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止 <学校管理下外>
大津波警報	<input type="checkbox"/> 避難または自宅待機 <input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(4) 原子力災害

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
UPZ 内学校	直ちに教育活動中止	直ちに教育活動中止	直ちに教育活動中止

3 緊急時の連絡手段及び生徒の引渡し

(1) 保護者等への緊急連絡・通信手段

通信手段	説明・留意事項
学校ホームページ	学校のホームページに情報を掲載する。学校サーバーを介している場合は停電時に情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存。
電話	個別に口頭で連絡する。時間がかかる。
c-learning	個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することもできるため、停電時の連絡手段として有効。保護者等による事前登録済。
ラジオ	コミュニティFM等で情報を放送する。聞き逃す場合があるので、定期的に発信する必要がある。
171 (Web171)	災害用伝言ダイヤル(災害用伝言板)に情報を登録する。開設は NTT による判断となるので、使えないこともある。

(2) 引渡しのルール

状況		基準
学校を含む地域の震度	震度4以下	<input type="checkbox"/> 状況に応じて下校。(地区ごと集団下校等) <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度5弱以上	<input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(3) 引渡しにおける留意事項

<input type="checkbox"/> 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 生徒の下校後の状況把握に努める(避難先・家族や自宅の被害等)。 <input type="checkbox"/> 保護者に引渡した後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。

(4) 引渡し手順

	災害対策本部	避難誘導班(教務課・学年部)
事前	① 引渡し場所(生徒等待機場所)決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 防災カード準備 ② 引き渡し時の名簿作成(総務課:防災担当)
引渡し		① 防災カードの照合 ② 引渡し後の連絡先の確認 ③ 引渡し状況の報告
事後	① 引渡し状況の集約 ② 引渡しが完了していない生徒の保護	① 引渡しが完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 生徒の身体的・精神的ケア	

4 情報の収集方法

情報	サイト名・提供先等	収集方法 (URL等)
①早期注意情報	気象庁	https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#lang=ja
②洪水・土砂災害	川の防災情報・国土交通省	https://www.river.go.jp/portal/?region=80&contents=multi
③洪水・土砂災害	洪水警報の危険度分布・気象庁	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/lat:34.034453/lon:134.978027/zoom:5/colordepth:normal
④地震	強震モニタ・防災科学技術研究所	http://www.kmoni.bosai.go.jp/
⑤地震・水害・火山	静岡県 防災ポータル	https://www.bousai-portal.pref.shizuoka.jp/

【参考】静岡県防災アプリの活用

① 早期注意情報(気象庁)



② 洪水・土砂災害(川の防災情報・国土交通省)



③ 洪水・土砂災害(洪水警報の危険度分布・気象庁)



④ 地震(強震モニタ・防災科学技術研究所)



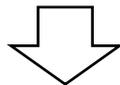
⑤ 地震・水害・火山(静岡県 防災ポータル)



5 地震発生時の対応

(1) 大規模地震発生時の対応

実施項目		実施者									
発生直後の安全確保	<input type="checkbox"/> 生徒に対し明確な指示を出す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">教室</td> <td rowspan="4" style="width: 20%; text-align: center;">頭を守る</td> <td style="width: 60%;">机の下に隠れる(机の脚を持つ) 外に飛び出さない</td> </tr> <tr> <td>廊下・階段</td> <td>ガラスに注意して中央で伏せる</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>落下物に注意して中央で伏せる</td> </tr> <tr> <td>グラウンド</td> <td>校舎から離れ中央で伏せる</td> </tr> </table>	教室	頭を守る	机の下に隠れる(机の脚を持つ) 外に飛び出さない	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる	体育館	落下物に注意して中央で伏せる	グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる	<input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 授業者 <input type="checkbox"/> HR担任 <input type="checkbox"/> 全職員
	教室	頭を守る		机の下に隠れる(机の脚を持つ) 外に飛び出さない							
	廊下・階段			ガラスに注意して中央で伏せる							
	体育館			落下物に注意して中央で伏せる							
	グラウンド		校舎から離れ中央で伏せる								
<input type="checkbox"/> 火気の消火(電源を切り・ガスの元栓を閉める) <input type="checkbox"/> 出入口を確保する											
<input type="checkbox"/> 生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 生徒に対し明確な指示を出す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 「押さない・走らない(※)・しゃべらない・戻らない」 防災ずきん等で頭部を保護する 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※津波避難の場合は走ることもある </div>	<input type="checkbox"/> 管理職 <input type="checkbox"/> 授業者 <input type="checkbox"/> HR担任 <input type="checkbox"/> 全職員										
<input type="checkbox"/> 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。 <input type="checkbox"/> 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。 <input type="checkbox"/> 校内にいる人員の状況を把握する(点呼・欠席者・負傷者等)。 <input type="checkbox"/> 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。											



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

(2) 登下校時又は校外活動中における生徒への指導

指導項目	実施者
<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 <input type="checkbox"/> バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。	<input type="checkbox"/> 防災教育担当者等

6 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

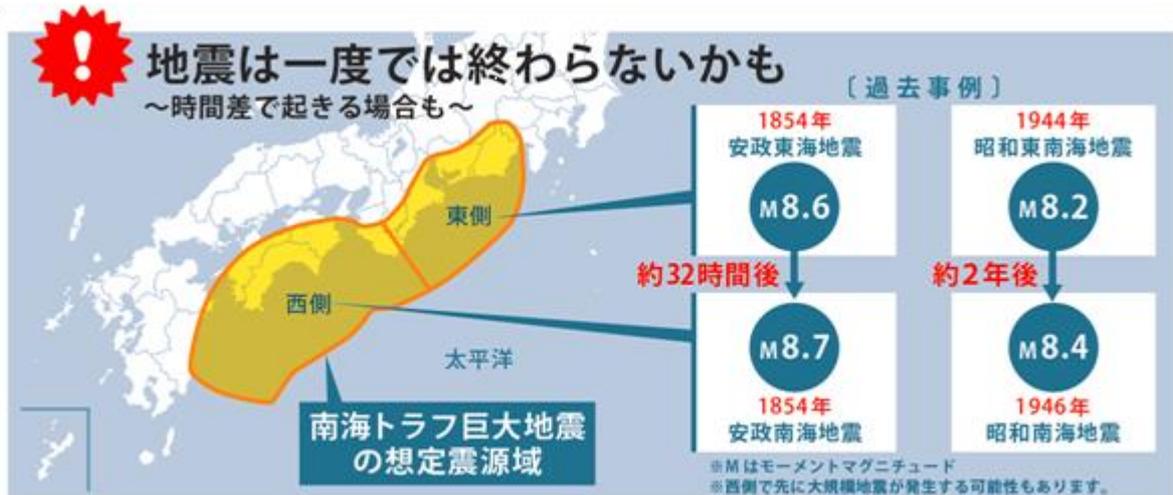
【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】

i 南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

i 南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

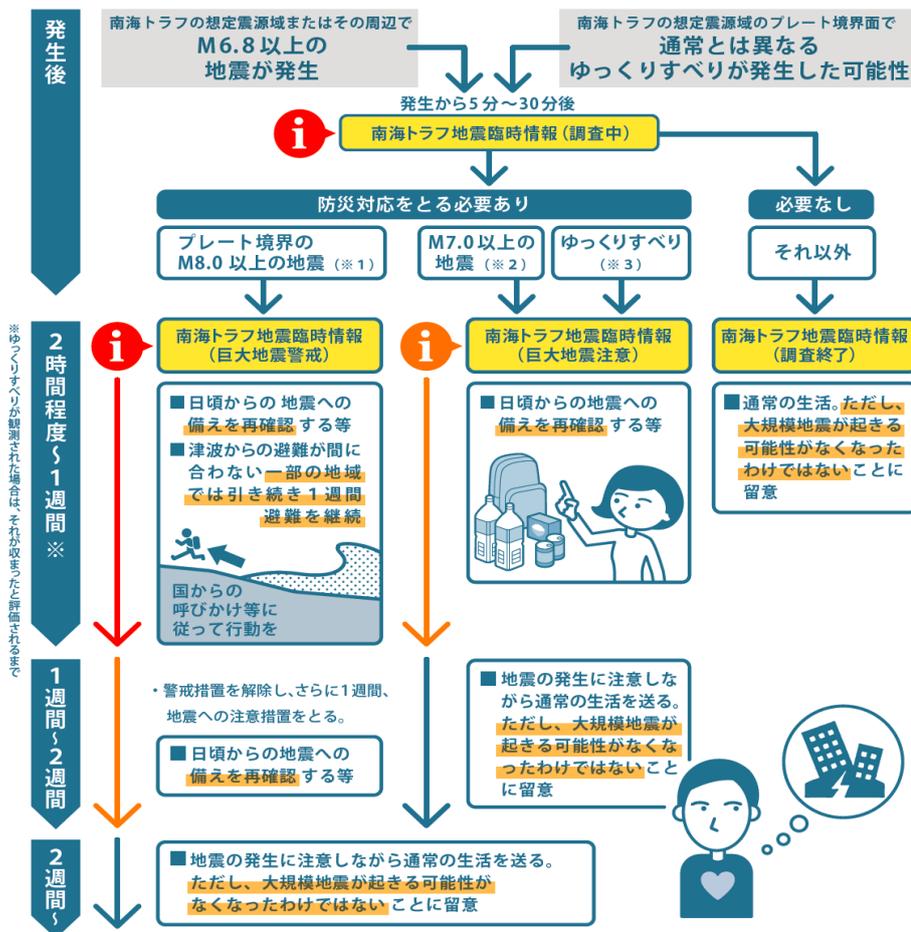




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



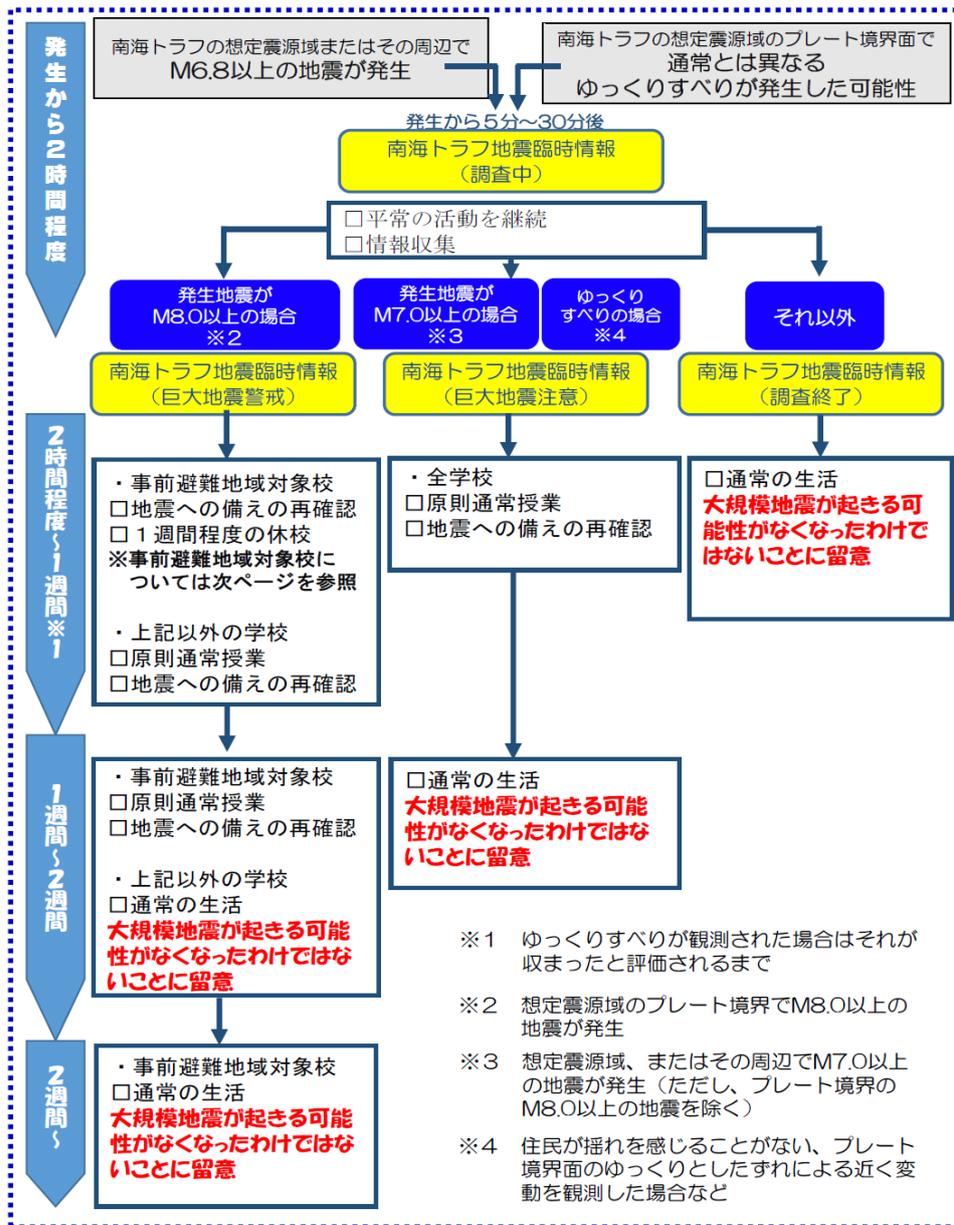
地震の発生に備えよう

<p>□ 家具の固定</p>	<p>□ 非常用持ち出し袋の準備</p>	<p>□ 水や食料の備蓄</p>
<p>□ 避難場所や避難経路の確認</p>	<p>□ 感震ブレーカーの設置</p> <p>コンセントタイプ 分電盤タイプ (後付型)</p>	<p>□ 建物の耐震化</p>

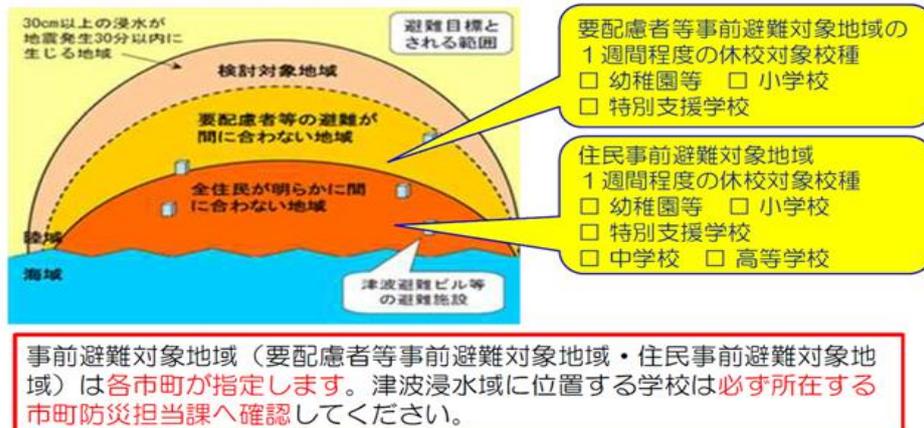
自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

(気象庁資料「南海トラフ地震～その時の備え～」R1.6より)

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



【事前避難地域に位置する対象校の考え方】



(2)「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」発表時の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 応急対策要員による情報収集 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部

(3)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

(4)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 <input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員

(5)「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」発表時の対応

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡 (大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部

7 原子力災害対策

原子力災害について

「原子力防災のしおり 平成29年3月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域
発電所から概ね31km圏内
牧之原市の一部、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、
焼津市、藤枝市の一部、島田市の一部、森岡の一部、磐田市の一部

PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域
発電所から概ね5km圏内
御前崎市、牧之原市の一部

どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で震度6弱以上の地震が観測された時など	警戒事態 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。
原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる可能性が高いとき	全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用の指示が出ます。	屋内退避の実施や避難・一時移転の準備を行うよう指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で**緊急事態**が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などにに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一齐に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

QRコードでも
アクセス可能



静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を児童生徒に説明する。
- 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

8 浜岡地域原子力災害広域避難計画

(1) 避難先市町（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

避難先1：原子力災害が単独で発生した場合等

避難先2：大規模地震との複合災害などで避難先1に避難できない場合

市町名	PAZ	UPZ	避難先1	避難先2
掛川市		○	愛知県 (岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、 西尾市、知立市、高浜市、幸田町、 豊田市、みよし市、新城市、設楽町、 東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市)	富山県 (富山市、魚津市、滑川市、黒部市、 南砺市、射水市、上市町、立山町、 入善町、朝日町、舟橋村)

※PAZ・UPZの対象範囲が市町域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

※その他の地域は『浜岡地域原子力災害広域避難計画 R5.月修正』（静岡県危機管理部）参照

(2) 学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）（例）



※保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

（『浜岡地域原子力災害広域避難計画 R5.月修正』（静岡県危機管理部）参照）



浜岡地域原子力災害広域避難計画

9 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

(1) PAZ又はUPZ圏内から通学している生徒への対応

事前の準備	<input type="checkbox"/> 原子力発電所のある地域から通学している生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該生徒に正確な情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、 保護者と生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) UPZ内の学校における対応

UPZ内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しをなされるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校または引き渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校または屋内での引き渡し (体育館又は葛川会館) <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 屋内での引き渡し (体育館又は葛川会館) <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き

(3) 下校・引渡しのルール(まとめ) 上段:警戒事態 中段:施設敷地緊急事態 下段:全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	PAZ内	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		自治体からの避難指示に備え、原則【引渡し】は一旦中断(※)		
	UPZ内	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		【引渡し】		
	UPZ外	【下校又は引渡し】		—
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	—
		【引渡し】		—

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

10 熱中症の防止対策及び発生時の対応

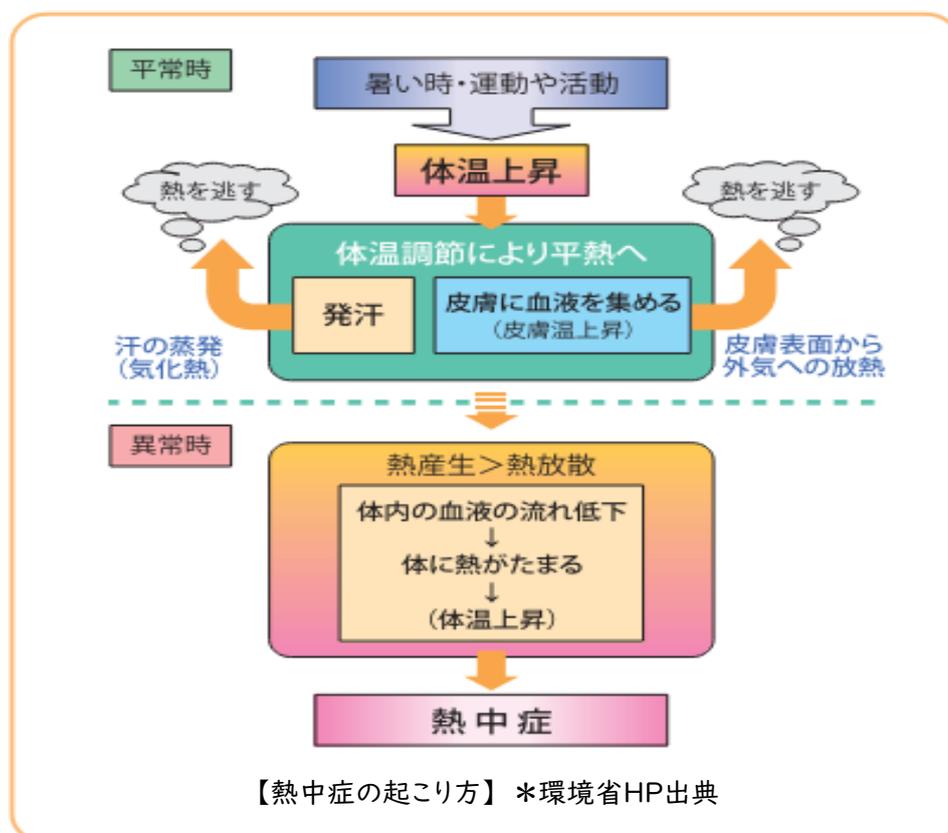
1. 熱中症とは何か

1) 熱中症とは

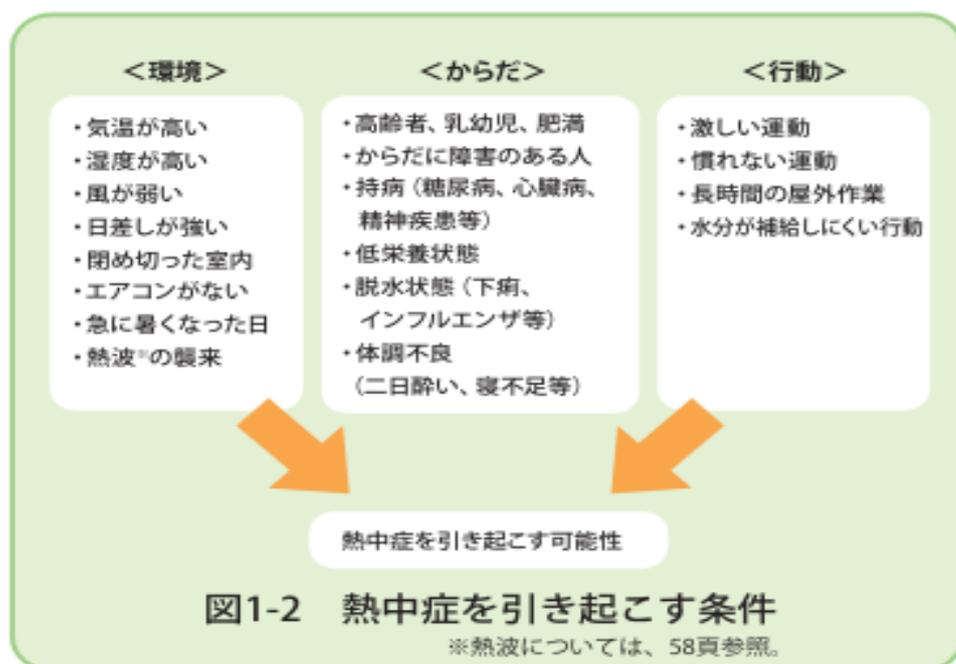
- ・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。高温環境下に長時間いた時の体調不良はすべて熱中症の可能性あります。
- ・死に至る可能性のある病態です。
- ・予防法を知って、それを実践することで、完全に防ぐことができます。
- ・応急処置を知っていれば重症化を回避し、後遺症を軽減できます。

2) 熱中症の起こる仕組み

体内に溜まった熱を体外に逃す方法（熱放散）には、皮膚の表面から直接熱を外気に逃がす放射や液体や固体に移す伝導、風によってその効率を上げる対流等があります。しかし、外気温が高くなると熱を逃しにくくなります。汗は蒸発するときに体から熱を奪います。高温時は熱放散が小さくなり、主に汗の蒸発による気化熱が体温を下げる働きをしています。高温多湿、風が弱い等の環境下では、熱放射が減少し、汗の蒸発も不十分になるため、体に熱が溜まって体温が上昇することにより、熱中症が発生しやすくなります。そのため、汗をかくと水分や塩分が不足し、血液の流れが悪くなるので、適切な水分・塩分の補給が重要になってきます。



3) 熱中症の発生要因



【熱中症を引き起こす要因】*環境省HP出典

熱中症が起こりやすい気象・環境・活動条件等

- ①急に気温が上がった時
- ②気温・湿度が高い時
- ③日差しや照り返しが強い時
- ④暑い季節の風が弱い時
- ⑤休み明け・練習の初日
- ⑥練習が連日続いた最終日前後
- ⑦ランニングやダッシュを繰り返したとき
- ⑧締め切った体育館



熱中症になりやすい人

- ①暑さに慣れていない人
- ②肥満傾向の人
- ③睡眠不足の人
- ④体調が悪い人
- ⑤体力が低い人
- ⑥朝ご飯を食べていない人

*心臓疾患、糖尿病、精神神経疾患、広範囲の皮膚疾患等の持病を有する児童生徒の場合には、体温調節がうまくできない傾向があり、さらに注意を要する必要があります。



4) 熱中症の分類

熱中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良です。

□軽症の場合 【現場での応急処置で対応できる】	「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははっきりしています。
□中等症の場合 【病院への搬送を必要とする】	全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。
□重症の場合 【入院して集中治療の必要性がある】	高体温に加え意識障害が見られます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合があります。

* 熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中において具合が悪くなった場合にはまず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。

* 重症度を判定するときに重要な点は、意識がしっかりしているかどうかです。少しでも意識がおかしい場合には、Ⅱ度（中等症）以上と判断し病院への搬送が必要です。

「意識がない」場合は、全てⅢ度（重症）に分類し、絶対に見逃さないことが重要です。また、必ず誰かが付き添って、状態を見守ってください。

【日本救急医学会熱中症分類 2015 出典】

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類	
I度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	熱痙攣 熱失神	I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK
II度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下 (JCS ≤ 1)		医療機関での診療が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労	II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)
III度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C) 中枢神経症状(意識障害 JCS ≥ 2、小脳症状、痙攣発作) (H/K) 肝・腎機能障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) (D) 血液凝固異常(急性期DIC診断基準(日本救急医学会)にてDICと診断) → III度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病	III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される

5) 暑さ指数 (WBGT) と暑さ指数 (WBGT) 計による測定

暑さ指数 (WBGT) の算出

【算出式】

暑さ指数 (WBGT) = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

- 乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。
- 湿球温度：湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に近づき、湿度が低い時に低くなる。
- 黒球温度：黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。



図1-18 暑さ指数(WBGT)測定装置 (左) 基本型 (右) 電子式

※上記の算出式は屋外での暑さ指数の算出方法であり、屋内の場合は下記のとおり。

暑さ指数(WBGT) = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度

【暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等】 *環境省HP出典

暑さ指数 (WBGT) による基準域	注意すべき生活活動の目安 ^{※1}	日常生活における注意事項 ^{※1}	熱中症予防運動指針 ^{※2}
危険 31以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
嚴重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

6) 熱中症警戒情報および熱中症特別警戒情報について(法改正R6. 4月施行)

熱中症による救急搬送人員や死亡者数が年々増加傾向にあり、熱中症による人の健康に係る被害を防止するため熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報として法律上規定された。(令和6年4月施行)

暑さ指数(WBGT)が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症により国民の健康に重大な被害が生ずる恐れがあると認められるような場合に発表する場合があるとされている。

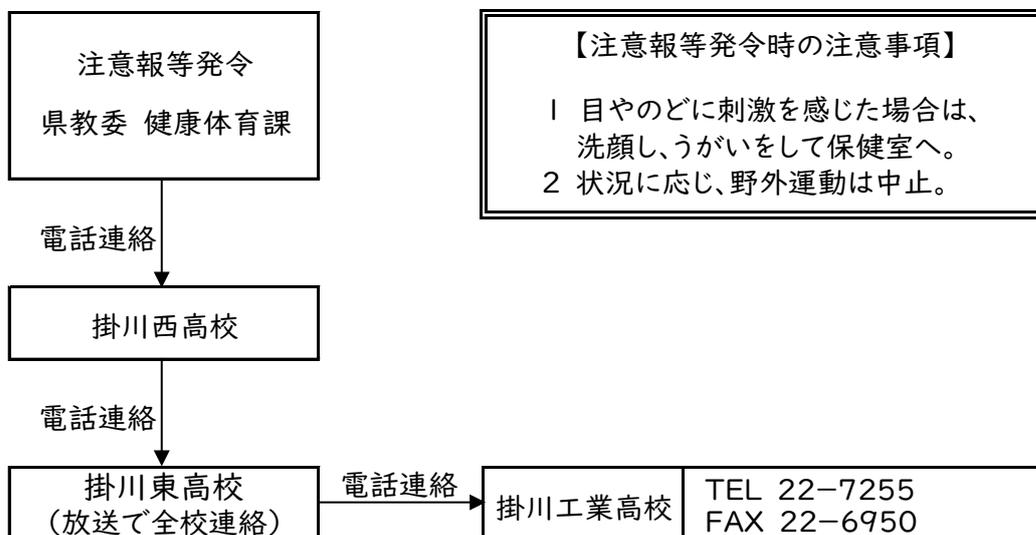
熱中症特別警戒情報が発表される状況は、過去に例のない危険な暑さとなっていることが想定されるため、普段心掛けていた熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある。熱中症予防行動を徹底し、管理者がいる場所やイベント等において、暑さ指数(WBGT)等の実測の上、責任者が適切な熱中症対策がとれていることを確認し、適切な熱中症対策が取れない場合は中止・延期の検討をする。

表1 熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による 人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が 特に 著しく高くなることにより熱中症による 人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	府県予報区等内のいずれか の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が 33 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内 において、 全ての 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日午後 5時頃 及び 当日午前 5時頃	前日午後 2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 (現行は赤)	黒

II 光化学オキシダント注意報等発令時の対応

I 注意報等発令の流れ



※以下のとおり、次の学校へ電話連絡する。

「〇〇地区に、〇時〇分、光化学オキシダント注意報（警報）が発表されました。〇時〇分に NES メールで配信されている内容を至急確認のうえ、児童生徒への注意喚起及びオキシダント緊急時連絡網により次の学校への連絡をお願いします。」

II 学校の対応

(1) 放送等による注意伝達（副校長、教頭、保健主事）

- ①屋外に出ない。
- ②屋外活動を停止する。
- ③眼・喉に刺激を感じたときは、洗顔・うがい等を行う。
- ④先生方の指示に従う。

(2) 被害の掌握・報告

- ①被害を受けた生徒は担任に報告し、担任は副校長又は教頭へ報告する。
- ②被害を受けた教職員は副校長又は教頭へ報告する。
- ③副校長又は教頭は被害状況をまとめ、校長へ報告する。
- ④校長は健康体育課危機管理・安全班（054-221-3677）、掛川市役所環境保全課公害衛生係（21-1145）へ電話連絡するとともに、健康体育課危機管理・安全班へ被害届を提出する。

(3) 教職員の対応

- ①養護教諭は、必要に応じ医療機関へ連絡を取り、診療を受けさせる。
- ②屋外に出ないよう指導する。